

公 示 日 : 2021 年 11 月 4 日(木)

調達管理番号 : 21a00849

国 名 : パレスチナ

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

調 達 件 名 : パレスチナ獣医・畜産分野人材育成能力強化プロジェクト詳細計
画策定調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 1 月上旬から 2022 年 2 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.70、国内 0.50、合計 1.20
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	21 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2021 年 11 月 25 日(木) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021 年 12 月 7 日(火) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

- (1) 当該国・我が国の方針等との関係

農業分野はパレスチナ経済において GDP 比 3.7% (2019、FAO) で、そのうち畜産の割合は 40~46% となっており、重要な役割を占めている。他方、パレスチナの農業は限定的な土地、水の利権、低い生産性、家畜疾病等といった問題を抱えている。農業庁はこれらの問題を解決すべく、国家農業セクター戦略 (2017-2022) を策定しており、その中で畜産の普及サービスに係る農業普及員と獣医師の連携の強化、公共研究機関及び大学の強化も目標とされている。

本案件は、獣医師及び畜産技術者の能力向上により、畜産農家への技術普及サービスと獣医サービスの強化を図ることで、農家の生計向上、農業セクター全体の競争力強化を目指すものである。家畜疾病対策については、農業セクター戦略 2017-2022 でも強化の必要性が明記されており、実施意義は高いといえる。

- (2) 当該国における畜産セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業との関係

パレスチナにおいて、農業は、貧困削減、雇用創出及び食糧安全保障の観点から開発が不可欠な分野であり、我が国の「対パレスチナ自治区 国別開発協力方針」では、重点分野（中目標）「経済自立のための支援」を掲げ、農業開発プログラムに基づく支援を行っている。本事業が目指す獣医・畜産分野の人材育成は我が国の援助方針及び JICA の分析に一致している。さらに本事業は、安全かつ栄養のある畜産物の安定的な供給に資するものであり、持続可能な開発目標（SDGs）ゴール2「飢餓」に貢献すると考えられる。

JICA は近年、技術協力プロジェクト「ヨルダン渓谷地域高付加価値型農業普及改善プロジェクト（EVAP）」（2011年～2015年）及び「市場志向型農業のための農業普及改善プロジェクト（EVAP-2）」（2016年～2022年）を実施し、主に MOA の農業普及関係職員が市場志向型の営農技術指導を実践できるよう、野菜栽培及び畜産を主対象とした普及技術の支援を行ってきた。特に EVAP-2（2020年）では、仔羊の飼養管理技術の指導および人口補育器等の資材供与も実施している。

一方本事業は、獣医・畜産技術者等の実践的な能力向上を通して、同国の家畜衛生・獣医療サービスの改善を図ることを目的としている。2021年に実施した「パレスチナ自治区 畜産・獣医分野に係る情報収集・確認調査（獣医サービス・獣医学教育）」の報告書では、2つの獣医ラボと11か所の地域獣医事務所（DVO）間の連携強化、DVOのインフラ整備、獣医師及び畜産技術者の技術力の向上、GDERDとGDVSAHの連携強化による畜産農家に対する家畜衛生強化、MOHレベルでの食品衛生対策の改善等の課題が指摘されている。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトの内容を協議議事録（M/M）で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

（詳細計画策定調査）

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性、整合性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2022年1月上旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② パレスチナ側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票(案)との取り纏めに協力する。作成した質問項目(案)は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ③ プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案(和文・英文)、PO (Plan of Operations) 案(和文・英文)を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加し、協議結果の取り纏めに協力する。

(2) 現地派遣期間 (2022年1月中旬～2022年2月上旬)

- ① JICAパレスチナ事務所等との打合せに参加する。
- ② パレスチナ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票を回収するとともに、プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a)所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b)人員体制
 - (c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関 (FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等) の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案(プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録 (R/D : Record of Discussions) を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D (案) (英文) 及び協議議事録 (M/M : Minutes of Meetings) (案) (英文) の作成に協力する。特

に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

⑥実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

⑦担当分野に係る調査結果をJICAパレスチナ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2022年2月中旬～2022年2月下旬)

①帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

②プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

③評価6項目(妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。

④担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2022年2月25日(金)までに提出。

次の①～③を電子データにて提出すること。

① 評価報告書(英文)

② 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

③ 担当分野に係る詳細計画策定調査結果報告書(案)(和文)

④ 調査における面談議事録・収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「業務実施契約(単独型)に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。航空経路は、日本⇒ソウル/香港⇒イスラエル(滞在地)⇒ソウル/香港⇒日本を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 1 月 5 日～1 月 25 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

現時点でパレスチナ入国時には 14 日間の隔離期間が必要です。隔離 7 日目に PCR 検査で陰性であれば隔離日数が短縮されます。隔離期間中の数日間は遠隔で業務を実施予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 業務主任者 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 獣医畜産技術 (JICA)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA パレスチナ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：英語⇄アラビア語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グル

ープ農業・農村開発第二チーム（TEL:03-5226- 8453）にて配付します。
・パレスチナ自治区畜産・獣医分野に係る情報収集・確認調査（獣医サービス・獣医学教育）報告書（案）

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パレスチナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定す

る約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上